

管理運営状況の評価結果

岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮上ふれあい会館）は、指定管理者に選定された団体が施設の管理運営を行っています。

制度導入後の平成18年度下半期の管理運営について、協定内容の要求水準どおりに実施されているかを、事業報告書、実地調査などにより、下記のとおり評価しました。

施 設 名	岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮上ふれあい会館）
所 在 地	岐阜市柳津町上佐波2丁目326番地
指定管理者	宮上ふれあい会館管理運営委員会 代表者 委員長 華井 章裕 住 所 岐阜市柳津町上佐波4丁目317番地
評価基準等	岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮上ふれあい会館）の評価にあたっては、岐阜市柳津地域振興事務所が評価し、岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会に報告し意見聴取しました。 評価方法は、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者による自己評価、利用者からの意見や指定管理者のヒヤリングにより把握しました。 そして、指定管理者の審査・選定に用いた選定基準等に応示された具体的な業務の履行状況や利用者からの要望や苦情の有無などについて、項目ごとに下記の「評価基準」、別表「評価表」により評価を行った上で総合評価を行いました。 ■評価基準 S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が優れている場合など A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好（100%） ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が良好な場合など B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好（概ね90%以上） ※協定内容どおり業務を履行しているが、利用者満足度が概ね良好な場合など C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る（概ね60%以上） ※協定内容の業務に一部不履行がある場合など D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して顕著に下回る（未着手含む） ※協定内容の業務に相当不履行がある場合など
担当部室 （問合せ先）	岐阜市柳津地域振興事務所地域振興総室 TEL：058-387-0111 内線206 E-mail： yana-so@city.gifu.gifu.jp

■ 評価表

区 分	評価基準	評 価 項 目	具体的な業務 要 求 水 準	評 価
公平性 透明性	住民の平等利用 が確保されること	平等な利用の確保	使用申請受付台帳の整理が されているか。	A
		情報公開、個人情報保護	情報公開は適切に行われて いるか。また、個人情報保護 について徹底されているか。	A
効果性	施設の効用（設 置目的）を最大 限発揮するもの であること	施設等の適切な維持管理	常に施設の清掃、点検を実施 し、利用者に使用しやすい施 設の環境を整えているか。	A
効率性	管理経費の縮減 が図られるもの であること	指定管理経費の妥当性	収支計画との妥当性はどうか。	B
		管理経費縮減の具体的方策	施設の設置目的の範囲内で 経費の削減に努めている か。	A
安定性 安全性	管理運営の安全 管理体制は整っ ていること	施設管理を行っていく上での 方針と具体策	運営組織が確立され、地域に 密着した運営となっている か。また、緊急時対策は整備 されているか。	B

■総合評価

指定管理者は、自治会をはじめ子供会、老人会、小・中PTAの地区代表など幅広い地域住民で構成されており、「自分たちの地域のことは地域で」という住民自治思想の高揚と設置目的である「地域住民の連帯意識を高め、学習、保育、休養及び集会の用に供し健康で文化的な近隣社会の構築とその発展」に寄与している。

また、指定管理者は、前述のとおり地域住民による構成団体であり、地域に密着した運営が行われており、適宜修繕を行うなど施設の適正な維持管理に努めており評価できる。

管理運営は適正に執行されている。

■岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会の意見

地域住民による構成団体が、問題なく管理を行っており、大変な努力を行っているとうかがえる。合併したことにより旧岐阜市域の既存施設との整合性をとることが難しいという問題があり、今後位置付けを検討する必要がある。また、地域に密着した施設であるという性格を活かし、柳津地域の特色を踏まえた地域コミュニティ形成のための積極的な活動を、今後より一層検討されたい。

全体として、良好な施設運営がなされていると認められる。